年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2件

鹿児島国民年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月及び同年3月

申立期間の国民年金保険料については、昭和55年3月に還付処理されて 未納となっていると社会保険事務所(当時)から知らされた。私は、52年 4月から53年3月までは失業中であったため、国民年金保険料を還付さ れる理由も無く、当時、還付してもらった記憶も無いので、申立期間の国 民年金保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の強制加入被保険者である上、申立人が所持する国民年金保険料の納付書・領収証書から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和53年4月22日に納付していたことが確認できる。また、申立人の国民年金の被保険者資格が合理的な理由も無く昭和53年2月10日にさかのぼって喪失され、これに伴い、55年3月10日付けで国民年金保険料の還付処理が行われていることが特殊台帳により確認でき、当時の事務処理に不適切な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年11月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成6年8月及び同年9月は 22万円、同年10月は19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月31日から同年11月16日まで 私は平成5年1月から6年11月までの間、A社で継続して勤務していた にもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が持っている当該期間の給与支払明細書では、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立事業所における資格喪失日は、当初、平成6年11月16日と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成7年3月31日)の後の7年5月1日付けで、6年7月31日にさかのぼって訂正処理が行われ、6年10月1日の標準報酬月額(19万円)の算定記録も取消処理され、さらに、7年6月7日付けで、資格喪失日を6年8月31日とする再訂正処理が行われていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録及び申立人が保管する給与支払明細書から、申立 人が申立期間を含めて、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、オンライン記録から、申立人と同様に平成7年6月7日付けで、6年8月31日を資格喪失日とする遡及訂正が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日においてA社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合

理的な理由は見当たらない。

加えて、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員となっていないことが確認できるとともに、申立人の資格喪失日の遡及訂正日及び取消処理日はいずれも、申立人の雇用保険における加入記録上の離職日(平成6年11月15日)の後となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た6年11月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年8月及び同年9月は22万円、同年10月は19万円とすることが妥当である。

鹿児島厚生年金 事案 399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月1日から17年6月21日まで

私が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬 月額については、当該期間以前から受け取っていた報酬額が変わらないにも かかわらず、それまでの20万円から12万6,000円へと低くなっている。

申立期間について、受け取っていた報酬に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管する給与明細書からは、申立期間における厚生年金保険料額及び給与支給総額が確認できるところ、申立期間の各月の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれも、給与支給総額に見合う標準報酬月額に比べ低くなっているとともに、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月10日から43年12月1日まで

私は昭和40年4月から43年12月までの間、A社又はB社で、現場監督として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の親会社のC社からの誘いを受けて、昭和 43年 12月1日付けで同社へ入社するまでの間、申立事業所に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社に係る被保険者資格が、申立期間直前の昭和40年4月21日から同年8月10日までの間、確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載されている元同僚3人から聴取した結果、全員が、「同社の業態は建設業ではなく印刷業であり、申立人が主張する現場監督業務などは無かった。」と供述している。

また、A社は平成11年9月1日に、B社は17年7月1日に、適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の元事業主は死亡又は所在不明であることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立期間直後から申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる C社の元上司は、「申立人が同社へ入社する前に、数年間勤務していた事業 所はD社であった。」と供述している上、オンライン記録からは、当該事業 所は、適用事業所として確認できない。

加えて、前出のA社に係る被保険者名簿及びB社に係る被保険者名簿には、 申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、 申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。